

令和2年度（2020年度）第2次定期監査結果に係る注意事項の公表

令和2年（2020年）9月2日から12月7日までの間に実施した定期監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが、早期の是正措置を促す必要があるものです。

令和3年（2021年）1月7日

熊本県監査委員事務局

① 行政

なし

② 収入

事項	内容	課題数
県税	個人事業税の算定を誤ったため過誤納となり還付している。	2
未収金対策	徴収努力はなされているものの、未収金総額が前年度末と比較して増加している。	5
収入調定事務	占用料の算定を誤ったため過徴収となり返還している。	1
契約保証金の還付	契約保証金の還付請求書の金額誤りに気付かずに還付したため、過還付分を戻入している。	1

③ 支出

事項	内容	課題数
委託契約事務	検査完了前に請求書を受領し、請求書が実績額より少ない額であるのにそのまま支払い、次回支払時に不足分を加えて支払っている。	1
	履行完了前に、請求書を受領し検査を行い支払っている。	1

④ 物品

事項	内容	課題数
公用車の毀損	公用車による過失割合が高い物損事故が発生している。	3
	公用車による自損事故が発生している。	3
	公用車の毀損の報告をしていない。	1
備品の管理	処分手続を行わずに備品を廃棄している。	1
ETCカードの亡失	ETCカードを使用した後に亡失している。	1

⑤ 財産

なし